

退職される方等から保険証の回収をお願いします

「退職される方」、「扶養から外れる方」へお伝えください。

- 保険証を使用できるのは退職日までです。
※ご家族(被扶養者)も同じです。
月の途中で退職された場合も、保険証を使用できるのは退職日までです。
- ご家族(被扶養者)が就職等で扶養から外れる時も事業所へ返却してください。
▶使用できない保険証で誤って医療機関を受診された場合は、かかった医療費の協会けんぽ負担分(総医療費の7~8割)を返還していただくことになります。

例 医療費が1万円の場合(3割負担の場合)
1万円-3千円(本人負担額)=7千円(返還額)

回収した保険証は日本年金機構へ返却してください。

- 回収した保険証は、退職の場合は資格喪失届、扶養から外れる場合は被扶養者(異動)届に添付して、返却をお願いします。
- 保険証の返却がない場合、元従業員の方に返却を求める手紙を送付しています。
事業所へすでに返却済みにも関わらず、保険証返却の催促の手紙が元従業員の方に届いてしまう場合がありますので、回収した保険証の速やかな返却をお願いいたします。



すべての申請書は郵送で受付できます

健康保険に関する各種申請は、郵送でのご提出が便利です。窓口は、混雑状況によってお待ちいただくことがありますので、新型コロナウイルス感染症予防のためにも、ぜひ郵送での申請をご利用ください。

▶各種申請書及び記入例は協会けんぽHPよりダウンロードできます。また、当HPの「届出・申請書作成支援サービス」により各種申請書を簡単に作成できます。ぜひご利用ください。

送付先

〒760-8564 協会けんぽ香川支部

▶郵便番号を記載いただければ住所の記載は省略できます。

申請書の様式が変わります

令和5年1月1日より、各種申請書の様式が変更になります。新様式は令和4年11月から協会けんぽHPよりダウンロードが可能になりますので、令和5年1月以降のご申請に関しましては、新様式をご利用ください。

皆さまへの速やかな給付金の支給や迅速なお手続きのためにも、ご協力をお願いいたします。

現行様式(令和4年12月末まで)

令和4年11月
ダウンロード可能

令和5年1月
新様式利用

※令和4年12月末までのご申請に関しましては、現行の様式をご利用ください。

 全国健康保険協会 香川支部
協会けんぽ

各種申請書は郵送でご提出ください

〒760-8564
高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階 087-811-0570

香川支部
ホームページトップ



健康保険委員
(香川)



メルマガ募集



特定保健指導
(概要・実施機関一覧)

